

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	115
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	116
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の辞退 (〃)	117
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (地域福祉推進課)	118
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の辞退 (〃)	119
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	〃
○京都府港湾施設の管理及び使用に関する 条例に基づく第2種上屋、第3種上屋、 第4種上屋及び第5種上屋の指定 (港湾企画課)	〃
公 告	
○建設業法に基づく処分 (指導検査課)	120

告 示

京都府告示第70号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
かめい内科クリニック	舞鶴市南浜町19の7	亀井 俊治	令 7. 2. 1
まいづる薬局	〃 桃山町14の6	株式会社メ ディカルか るがも	7. 1. 1
まいづる薬局 国立前	〃 倉梯町27の1	〃	〃

三愛会リハビリテーションクリニック	綾部市井倉町東12の1	医療法人三愛会	7. 2. 1
サン・ハート薬局	〃 大島町二反田7の6	株式会社S ome. a n d	7. 1. 1
医療法人紫明会うまほり西田歯科医院	〃 亀岡市篠町篠見晴15の7	医療法人紫明会うまほり西田歯科医院	〃
ふれあい薬局・城南	〃 城陽市平川横道82の6	株式会社近畿予防医学研究所	〃
きただ整形外科クリニック	〃 向日市寺戸町初田20の2 SU・BA・CO東向日2F	北田 修一郎	7. 1. 9
みなみ脳神経クリニック	〃 長岡京市長岡2丁目1の3 ガラシャビル1F 101号室	南 徳明	7. 2. 1
医療法人社団廣道会下野医院	〃 八幡市八幡平谷27	医療法人社団廣道会	7. 1. 1
ミドリ薬局	〃 京丹後市峰山町呉服21	糸井 ゆう子	6. 12. 24
つつみクリニック	〃 木津川市木津池田20の8	堤 丈士	7. 2. 1

ふれあい薬局・山城	木津川市木津駅前1丁目21	株式会社近畿予防医学研究所	7. 1. 1
訪問看護ステーション樹山城南	〃 山城町上狛日詰24の4	株式会社ライフ・サポート樹	7. 2. 1
ひかり台薬局	相楽郡精華町光台7丁目14の6	株式会社メディカルかるがも	7. 1. 1



京都府告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 医療法人原田眼科	宇治市木幡大瀬戸30の9	新 医療法人原田眼科	令 7. 1. 1
旧 医療法人村田眼科		旧 医療法人村田眼科	
新 ユニスマイル薬局寺山店	〃 広野町寺山105の4	株式会社ユニスマイル	〃
旧 エムハート薬局寺山店			
新 ユニスマイル薬局亀岡店	亀岡市古世町3丁目23の1	〃	〃
旧 ファーコス薬局はたご			
新 ユニスマイル薬局馬場店	長岡京市馬場見場走り17の5	〃	〃
旧 エムハート薬局馬場店			



京都府告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
まいづる薬局	舞鶴市桃山町14の6	有限会社岡本芸南堂薬局	令 6. 12. 31
まいづる薬局国立前	〃 倉梯町27の1	〃	〃
サン・ハート薬局	綾部市大島町二反田7の6	株式会社エンジェル	〃
うまほり西田歯科医院	亀岡市篠町篠見晴15の7	西田 幸弘	〃
北田整形外科リウマチクリニック	向日市寺戸町小佃9の6	北田 修一郎	7. 1. 8
かるがも薬局長岡京店	長岡京市野添2丁目10の17 ソレーユYAMADA 1F	株式会社メディカルかるがも	6. 12. 31
下野医院	八幡市八幡平谷27	下野 道廣	〃
ミドリ薬局	京丹後市峰山町呉服21	糸井 恵子	6. 12. 23
ウエルシア薬局木津川山田川駅前店	木津川市相楽城西26の2	ウエルシア薬局株式会社	6. 12. 28
ひかり台薬局	相楽郡精華町光台7丁目14の6	株式会社キューミック	6. 12. 31

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指 定 年 月 日
特定医療法人三青園	訪問看護・介護予 防訪問看護	特定医療法人三青園丹後ふるさと病院	京丹後市網野町小浜673	令 6. 7. 1



京都府告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞 退 年 月 日
中村 幹	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	なかむら歯科医院	宇治市広野町宮谷218	令 7. 2. 8



京都府告示第75号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年 月 日
かめい内科ク リニック	舞鶴市南浜町19の7	亀井 俊治	令 7. 2. 1
まいづる薬局	〃 桃山町14の6	株式会社メ ディカルか るがも	7. 1. 1
まいづる薬局 国立前	〃 倉梯町27の1	〃	〃
三愛会リハビ リテーション クリニック	綾部市井倉町東12の1	医療法人三 愛会	7. 2. 1
サン・ハート 薬局	〃 大島町二反田7の 6	株式会社S ome. a n d	7. 1. 1
医療法人紫明 会うまほり西 田歯科医院	亀岡市篠町篠見晴15の7	医療法人紫 明会うまほ り西田歯科 医院	〃

ふれあい薬局 ・城南	城陽市平川横道82の6	株式会社近 畿予防医学 研究所	7. 1. 1
きただ整形外 科クリニック	向日市寺戸町初田20の2 SU・BA・CO東向 日2F	北田 修一 郎	7. 1. 9
みなみ脳神経 クリニック	長岡京市長岡2丁目1の 3 ガラシャビル1F 101号室	南 徳明	7. 2. 1
医療法人社団 廣道会下野医 院	八幡市八幡平谷27	医療法人社 団廣道会	7. 1. 1
ミドリ薬局	京丹後市峰山町呉服21	糸井 ゆう 子	6.12.24
つつみクリ ニック	木津川市木津池田20の8	堤 丈士	7. 2. 1
ふれあい薬局 ・山城	〃 木津駅前1丁目 21	株式会社近 畿予防医学 研究所	7. 1. 1
訪問看護ステ ーション樹 山城南	〃 山城町上狛日詰 24の4	株式会社ラ イフ・サポ ート樹	7. 2. 1
ひかり台薬局	相楽郡精華町光台7丁目 14の6	株式会社メ ディカルか るがも	7. 1. 1



京都府告示第76号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 医療法人原田眼科	宇治市木幡大瀬戸30の9	新 医療法人原田眼科	令 7. 1. 1
旧 医療法人村田眼科		旧 医療法人村田眼科	
新 ユニスマイル薬局寺山店	" 4 広野町寺山105の	株式会社ユニスマイル	"
旧 エムハート薬局寺山店			
新 ユニスマイル薬局亀岡店	亀岡市古世町3丁目23の1	"	"
旧 ファーコス薬局はたご			
新 ユニスマイル薬局馬場店	長岡京市馬場見場走り17の5	"	"
旧 エムハート薬局馬場店			



京都府告示第77号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
まいづる薬局	舞鶴市桃山町14の6	有限会社岡本芸南堂薬局	令 6. 12. 31
まいづる薬局国立前	" 倉梯町27の1	"	"
サン・ハート薬局	綾部市大島町二反田7の6	株式会社エンジェル	"
うまほり西田歯科医院	亀岡市篠町篠見晴15の7	西田 幸弘	"
北田整形外科リウマチクリニック	向日市寺戸町小佃9の6	北田 修一郎	7. 1. 8
かるがも薬局長岡京店	長岡京市野添2丁目10の17 ソレーユYAMADA 1F	株式会社メディカルかるがも	6. 12. 31
下野医院	八幡市八幡平谷27	下野 道廣	"
ミドリ薬局	京丹後市峰山町呉服21	糸井 恵子	6. 12. 23
ウエルシア薬局木津川山田川駅前店	木津川市相楽城西26の2	ウエルシア薬局株式会社	6. 12. 28
ひかり台薬局	相楽郡精華町光台7丁目14の6	株式会社キューミック	6. 12. 31



京都府告示第78号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
特定医療法人三青園	訪問看護・介護予防訪問看護	特定医療法人三青園丹後ふるさと病院	京丹後市網野町小浜673	令 6. 7. 1

京都府告示第79号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞退年月日
中村 幹	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	なかむら歯科医院	宇治市広野町宮谷218	令 7. 2. 8

京都府告示第80号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名称	所在地	認定年月日	認定期限
医療法人清仁会 洛西ニュータウン ン病院	京都市西京区大枝東新林町 3丁目6	令 7. 2. 1	令 10. 1. 31

京都府告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月25日から令和7年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 綾部大江宮津線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綾部市今田町神子田42の1から 綾部市新庄町八田古9の2まで	前	最小 6.5 ^m 最大 23.3	583.5 ^m
	後	最小 11.9 最大 23.3	

4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第82号

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例（平成21年京都府条例第53号）別表第1の1の表の備考の4の規定により、第2種上屋、第3種上屋、第4種上屋及び第5種上屋を次のとおり指定し、令和7年2月26日から施行する。

なお、京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例に基づき第2種から第5種までの上屋を指定した告示（令和3年京都府告示第164号）は、令和7年2月25日限り廃止する。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 分	施 設 の 概 要
第2種上屋	1 所在地 舞鶴市字下安久地内（舞鶴港舞鶴国際ふ頭内） 2 構造 鉄骨造り平屋建て 3 総床面積 2,560㎡ 4 能力 4,300 t
第3種上屋	1 所在地 舞鶴市字松陰地内（舞鶴港第2ふ頭内） 2 構造 鉄骨造り平屋建て 3 総床面積 1,600㎡ 4 能力 2,700 t
第4種上屋	1 所在地 舞鶴市字喜多地内（舞鶴港第4ふ頭内） 2 構造 銅管造り平屋建て 3 総床面積 3,227.84㎡ 4 能力 5,500 t
第5種上屋	1 所在地 舞鶴市字下安久地内（舞鶴港喜多ふ頭内） 2 構造 鉄骨造り平屋建て 3 総床面積 495㎡ 4 能力 1,000 t

4 処分の原因となった事実

瑞穂建工株式会社は、令和4年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、その他審査項目（社会性等）の防災協定の締結の有無について、南丹建設業協議会が発行する証明書を偽造した上で、確認書類として提出し、虚偽の申請を行い、当該申請に基づき得られた結果通知書をもって、令和5年度の京都府建設工事競争入札参加資格申請を行い、京都府が当該結果通知書を資格審査に用いた。

また、瑞穂建工株式会社は、令和5年6月30日を審査基準日とする経営事項審査においても、その他審査項目（社会性等）の防災協定の締結の有無について、南丹建設業協議会が発行する証明書を偽造した上で、確認書類として提出し、虚偽の申請を行い、当該申請に基づき得られた結果通知書をもって、令和6年度の京都府建設工事競争入札参加資格申請を行い、京都府が当該結果通知書を資格審査に用いた。

これらのことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第3項の規定により営業停止処分の対象となる。

公 告

次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をした。

令和7年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 処分をした年月日
令和7年2月14日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
瑞穂建工株式会社
船井郡京丹波町橋爪ハサマ25番地
代表取締役 崔本 鐘徳
京都府知事許可（般－6）第6526号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業停止
 - (1) 停止を命じる営業の範囲
土木工業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 営業停止期間
令和7年2月28日から令和7年4月13日までの45日間